

令和3年度第2回 島根県原子力安全顧問会議

日 時 令和3年11月17日(水)

10:00～12:00

場 所 サンラポーむらくも 2階 瑞雲

○奈良部長 それでは、皆様お集まりですので、これより島根県原子力安全顧問会議を開催します。

開会に当たり、丸山知事から御挨拶申し上げます。

○丸山知事 皆様、おはようございます。

顧問の先生の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、この会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、島根原子力発電所、なかんずく第2号機につきまして、新規制基準の適合性審査の申請がなされました平成25年以降、多岐にわたる御意見、御指摘を賜っておりますことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

皆様御承知のと通りの2号機につきましては、9月の15日に原子力規制委員会から設置変更許可が出されまして、同日、経済産業省から島根県に対しまして、政府の方針、つまりこの許可が出された原子力発電所について、再稼働を進めていくという方針について理解を求められたところでございます。その後、本会議をはじめと様々な場面で政府側からそれぞれ審査の概要、また再稼働の必要性、避難対策といった項目につきまして説明をいただいたところでもございます。島根県といたしましては、この再稼働の判断につきましては、顧問の皆様方からの御意見をはじめ、住民団体の代表の方々も参加されますこの安全対策協議会、また関係自治体、そして県議会の御意見を伺った上で、総合的に判断していきたいというふうに考えておるところでございます。

本日の会議におきましては、この2号機に関する議論の取りまとめの会といたしまして、これまで顧問の皆様から頂戴いたしました御意見を整理してまとめさせていただいておりますので、これにつきまして御確認をいただき、改めて御意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○奈良部長 失礼いたします。島根県防災部長の奈良でございます。本日の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。座らせて進行させていただきます。

まず、議題に入ります前に何点かお伝えいたします。まず、本日は13名の先生方に御出席いただいております。うち6名の先生方にはテレビ会議により御参加いただいております。

ます。太田顧問におかれましては、名簿上、出席となっておりますが御欠席となります。また、御欠席の先生方には、別途、意見照会をしております。なお、本日の会議は報道機関及び一般の方々に公開しておりますので、御承知願います。

次に、本日の議事の進め方について、次第に図って御説明いたします。次第のほうを御覧ください。まず、議題の（１）、安全対策協議会、住民説明会等における意見について、事務局から報告をさせていただき、その後、議題（２）としまして、島根原子力発電所２号機の安全性等に係る顧問の意見について、これまでいただいた主な意見の概要を事務局から説明いたします。その確認を含めまして、顧問の皆様お一人お一人から御意見をいただきたいと思っております。なお、テレビ会議で御出席の皆様には、ハウリングの発生を防ぐために、発言される時以外はマイクをオフにさせていただきますよう、御協力をお願いします。

それでは、議題（１）、安全対策協議会、住民説明会等における意見の報告について、事務局から説明してください。

○佐藤課長 事務局から、議題（１）、安全対策協議会、住民説明会等における意見について御報告いたします。座って説明をさせていただきます。

まず、これまでの経過等について若干御説明をさせていただきます。９月１５日に島根原発２号機の設置変更許可が出され、同日、経済産業省から県に対し、島根原発２号機の再稼働を進める政府の方針について理解を求められ、まず、県において政府、中国電力から、安全性、再稼働の必要性、避難対策等について説明を受けた後、前回、この原子力安全顧問会議のほか、県議会の特別委員会、安全対策協議会、また３市及び松江市との共催によって開催いたしました住民説明会、そうした場で同様の説明をいただいたところでございます。

今回、この資料１、御覧いただけますでしょうか。ここに、そうした場が出された質問、意見、それに対する国等の回答趣旨について、主なものを記載しておりますので御報告をさせていただきます。まず、１ページ目、１ポツ、安全対策に係るものとしまして、①から③までは自然災害、地震に関する質問、意見ですが、①では、島根原発に及ぼす影響が大きいと考えられる地震である宍道断層の長さ３９キロメートルについて、これまで何度も長さが延ばされてきているが、その理由は何か。また、宍道断層と鳥取沖西部断層は連動するのではないかとの質疑があり、国からは、従前は活断層が途切れた地点を活断層の端部として扱っていたものを、活断層がないことを明確に証明できない地点は活断層があ

るものと扱うこととしたため、断層の長さは約39キロメートルとなった。宍道断層と鳥取沖西部断層との連動については、海上音波探査による地下の地質構造や重力異常の分布などから連動しないものとしたとの趣旨の回答がありました。④、⑤は、重大事故対策に関して、外部電源や非常用ディーゼル発電機が使用できなくなった場合の対応や、地震や津波の際の中国電力の対応人員に関し、資料記載のとおり質疑応答がありました。⑥はテロ対策に関して。ミサイル等による武力攻撃や大型航空機の衝突等のテロには、どのように対応するのかとの質疑があり、国からは、ミサイル攻撃等の武力攻撃事態やテロについては、事態対処法と国民保護法に基づき対応することとなっている。ミサイル攻撃等で原子力施設が被害を受けた場合には、使用できる設備等で放射性物質の放出や拡散を防ぐことになるとの趣旨の回答がありました。また、⑦は、原子力事業者としての資質について、不適切事案や不祥事を繰り返している中国電力は、原発を運転する事業者として信頼できるのかとの質疑があり、国からは、設置変更許可の審査の中で、技術的能力があることは確認した。また、安全管理や組織の運用管理面の体制については、保安規定の審査で確認していく。一方、事業者の安全意識やその質が確保されているかについては、日常の原子力規制検査で確認していく。この検査では、原発に常駐している検査官が必要と考える際に現場の実態を直接確認することとしており、また、事業者の全ての安全活動を検査対象とし、重要度に応じて検査の量や種類を増やすことになるので、事業者の安全意識の確保等に効果的な対応ができると考えるとの趣旨の回答がありました。

2ページ目をお願いします。⑨では、安全対策全般について、設置変更許可は規制基準を満たすかを審査するのであって、もうこれで原発事故は起きないということか。リスクがゼロになれば島根原発2号機の再稼働は認められないとの質疑があり、国からは、新規制基準に適合したとしても、また、どのような安全対策を取ったとしても、それが絶対に安全である、リスクはゼロになるということの意味するものではないとの趣旨の回答がありました。

次の3ページから5ページは、避難対策に係るものを記載しております。①では、屋内退避について、屋内退避の有効性等について、どのように住民の理解を深めていくのかとの質疑に対して、国からは、屋内退避の有効性等について住民理解を深めていくには、例えば、自治体等で様々な媒体による広報を実施するほか、訓練の際に住民の方に分かりやすく伝える機会を設けるなど、住民との接点を増やしながらか対応していくとの趣旨の回答がありました。また、③では、要支援者の避難について、要支援者が確実に避難できるの

か不安の声が上げられている。高齢化率が高い地区では迅速な対応ができず、補助することも困難な場合があるため、自主防災組織など小さな単位から支援体制を考えなければならないのではないか。人工透析患者が避難する場合、避難先でも人工透析を受けることができるのか。放射線防護施設には、ケアテイカーや付添いなどの支援者も収容可能かとの質疑に対して、国からは、福島原発事故の反省から、避難を行うことにより健康リスクが高まる入院患者や施設入所者、在宅の要支援者等は、まずは、放射線防護機能を付加した施設に屋内退避していただくこととしており、その支援者も含め収容できる定員を確保している。また、避難に必要となる車椅子車両やストレッチャー車両についても、必要数を運転手等とともに確保する体制を整えている。人工透析患者等の避難行動要支援者については、それぞれの事情を踏まえ、避難先での必要な対応が取れることが確認でき次第、移動をいただくなどの対応を行うとの趣旨の回答がありました。

4ページをお願いします。⑥では、複合災害時の対応について、自然災害による道路の寸断、集落の孤立が起きた場合、避難は確実に実行できるのか。また、大雪で広範囲にわたり孤立世帯が発生するなど一度に多くの支援が必要となった場合や、地震・津波で多くの道路や港が被災し、直ちに復旧できない場合などのように大規模な自然災害と原子力災害が併せて発生した際、自治体だけでは対応が困難なケースも想定されるが、その際には、具体的にどのような形で海上保安庁や自衛隊等の支援が受けられるのかとの質疑があり、国からは、避難ルートが自然災害等により使用できない場合は、あらかじめ定めた代替ルートに変更、または新たにルートを設定するとともに、迅速に道路を啓開することとしている。それでも道路が使えず、かつ避難しなければならない場合は、海上保安庁、自衛隊、全国からの警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の支援を得て、ヘリコプターや船舶を使用し避難を実施することとしている。このため、防衛省、海上保安庁が保有する機材で接岸あるいは着陸できる港湾や漁港等を一つ一つ確認をしている。実際に使用できるかはそのときの気象条件等によるが、自衛隊の機材については相当上陸しづらいところにも接岸できるようなものもあるとの趣旨の回答がありました。

5ページをお願いします。⑩では、新型コロナウイルス感染症対策等への対応について、密閉が求められる屋内退避と三密回避が必要な新型コロナウイルス感染症対策は両立し得ないのではないか。新型コロナウイルス感染症対策として、避難所内での人と人との距離の確保などの措置を取れば避難所の収容可能人数は少なくなると思うが、避難所数は足りているのか。同様にバスは足りるのか。感染症により医療施設が逼迫するような状況では、

原発災害時の医療調整などできないのではないかとの質疑があり、国からは、屋内退避の際、社会福祉施設等においては、放射性物質の飛散がない時間帯において30分に1回程度は換気することができるよう、きめ細かい情報提供を行う。また、避難所の収容可能人数には一定の余裕分を見込んでいるので、この余裕分を活用し、感染症対策に対応することが可能であるが、その際は、地域の感染症の発生状況や原子力災害の事態の状況の両面からリスクを見て、関係自治体と調整を行うこととしている。バスについても余裕台数があるとの趣旨の回答がありました。また、⑫では、避難対策の実効性について、様々な課題がある中で、避難計画の実効性はなく、住民は原子力災害が起こった際の避難に不安を抱いているとの御意見に対し、国からは、避難計画の実効性は、あるかないかという問題ではなく、また、ここまでやれば十分という問題でもなく、継続して高めていくものと考えているとの趣旨の回答がありました。また、⑬では、避難が長期化した場合、どのような対応が取られるのか。補償はされるのかとの質疑があり、国からは、仮に長期化した場合は、福島の例を踏まえながら支援のスキームを用意していると。また、原発事故が起きた場合の被災者の救済等を目的として、原賠法、補償契約法があり、最終的には中国電力が補償を行うことになっており、必要に応じて国もそのための援助を行うとの趣旨の回答がありました。

6ページをお願いします。3ポツ、国のエネルギー政策に係るものとしまして、④では、原発の必要性について、CO₂の排出削減目標について、原発ではなく再生可能エネルギーでは達成できないのかとの質疑に対し、国からは、再生可能エネルギーについては、天候等による変動を火力発電でバックアップする必要があること、賦課金という形で国民負担が増えていくこと、適地が限られていることなどから、一定の制約がある。その主力電源化に向けて最大限取り組んだとしても、電源構成の20から22%を原発に頼らざるを得ないとの趣旨の回答がありました。⑤では、同じく原発の必要性について、今の日本のエネルギー事情を考えたときに、原発は必要不可欠な電源であるということを政府がはっきりと示すべきではないかとの意見があり、国からは、資源が乏しい日本において、安定かつ安価で気候変動問題を考えたときに原子力は欠かせないというのが政府の認識であり、国民、県民の皆様にも直接説明する機会を数多くつくっていくとの趣旨の回答がありました。また、⑥では、核燃料サイクルについて、放射性廃棄物の問題のめどが立っていない中で原発を動かしてもらっては困る。仮に六ヶ所の再処理工場が稼働すれば年間8トンのプルトニウムが出てくるが、使う当てもなく、核不拡散条約に抵触し、国際的な信用を失

う重要な問題ではないか。使用済みMOX燃料の再処理については全く予定が立っていないなど、核燃料サイクルには多くの課題があるとの質疑があり、国からは、六ヶ所の再処理工場、MOX燃料加工工場に規制委員会の許可が出たこと、最終処分について2町村で文献調査が開始されたことは一定の前進と考えている。廃棄物については社会全体で必ず解決しなければならない課題であり、政府として強い決意と責任を持って取り組んでいく。IAEA、国際原子力機関では、日本にあるプルトニウムを含む全ての核物質が平和的な利用にとどまっているという結論を出している。電気事業連合会においても、新たなプルサーマル計画を令和2年12月に策定し、プルサーマルを早期かつ最大限導入することとしているとの趣旨の回答がありました。

7ページをお願いします。4ポツ、中国電力に係るものとしましては、安全協定、原子力事業者としての資質などについて、資料記載のとおり質疑応答がありました。

最後に、5ポツ、その他として、①、判断時期について、国はなぜ設置変更許可後という時期に、県に対し再稼働に対する理解の要請を求めてきたのかとの質疑があり、国からは、他地域と同様の扱いとしているとの趣旨の回答がありました。また、②、アンケート、住民投票について、一旦再稼働すれば、住民は長期にわたりリスクを負うことになるのに、その判断を一部の人で決めてよいのか。例えば、アンケートや住民投票を行って合意形成するようなプロセスをつくるべきとの意見があり、国からは、原発について理解を得る形については様々な形があると考えており、国が一律に決めるのは適切ではない。地域の自治体とよく相談の上、地元の理解を得られるよう取り組んでいくとの趣旨の回答がありました。

資料1に関する御説明は以上になります。

○出雲次長 引き続きまして、資料1で出ました意見等を踏まえまして、県として確認しておくべきと考えている事項について御説明いたします。それでは、座って失礼いたします。

資料2を御覧ください。まず、安全対策について。①、中国電力は、これまで度重なる不適切事案を起こしてきている。これは、安全に対する意識が低く、また、緊張感と責任感が著しく不足していたためと考えているが、このような事業者が安全に原発を運転するためにどのような対応を取られるのか。②、意図的な航空機の衝突などのテロにより原子力施設が被害を受けた場合には、原子炉建屋は破壊されないのか。また、使用できる設備等で、放射性物質の放出や拡散を防ぐことができるのか。以上、原子力規制庁に確認して

まいります。それから③、ミサイル攻撃等で武力攻撃事態やテロについては、どのように対応するのか。これについては資源エネルギー庁に確認してまいります。

次に、避難対策について。④、大雪などのように広範囲にわたり一度に多くの支援が必要となる災害や、地震・津波などのように多くの道路や港の被害が直ちに復旧ができない災害などが原子力災害と併せて発生した場合の国の対応。

ページをめくりまして、⑤、感染症流行下で、避難所を計画していた数よりも多く確保する必要が生じたときの国の対応。以上、内閣府に確認してまいります。⑥、避難が長期に及んだ場合の住民の避難先の生活についての国の対応。これについては資源エネルギー庁に確認してまいります。

それから、国のエネルギー政策について。⑦、仮に再生可能エネルギーだけで電力需要を賄おうとした場合にどのような問題が生じるのか。その問題を解決するために、政府の方針に基づいて原発の再稼働を進めることが日本社会にとって必要不可欠なのか。ほか1点を資源エネルギー庁に確認してまいります。

今まで述べました事項につきまして、資料1の表側表示で青、丸で確認①などと関係に記載してございますので、また御参照ください。以上でございます。

○奈良部長 それでは、続きまして議題の(2)に移ります。

まず、これまでの顧問会議でいただいております御意見について、事務局から説明してください。

○佐藤課長 議題(2)、島根原子力発電所2号機の安全性等に係る顧問の意見について、事務局から説明をさせていただきます。資料は、資料3、それから資料4と2種類ございます。

まずは、これらの資料の構成を御説明をさせていただきます。資料3につきましては、顧問から出された意見の概要としまして、これまでの顧問会議などでいただいた御意見の趣旨を事務局である島根県がまとめたものとなっております。同様の内容について、前回の顧問会議で、小会議における主な意見としてお示しをしたところですが、今回、これまでの小会議などの確認結果を明確にする目的で、各項目の冒頭に文章を追記いたしました。また、(3)の避難対策に関しては、幾つか意見を追記等しております。本日の顧問会議では、御意見の概要を御説明した上で、その内容も確認いただきながら、顧問の皆様お一人お一人から改めて意見をいただきたいというふうに考えております。

そして、資料4につきましては、合計300ページ近い分量の資料でございますが、項

目別の意見等としまして、小会議での各論点について説明内容、御意見、回答を詳細に記載したものです。こちらも前回の会議でお示ししておりましたが、前回の質疑応答や会議後にいただいた御意見と、それに対する回答などを追記しております。また、資料4には、これまで開催した小会議の中で回答しておりませんでした1項目について、回答を追記しております。資料3の御説明に入る前に、まず、その内容についてお示ししたいと思います。

それでは、資料4、厚いほうの資料ですけれども、こちらの226ページ、項目<31>を御覧ください。こちらの項目は、中国電力で過去に発生したトラブル等の教訓が、安全性確保の活動に反映されているかを論点に上げたものでございます。226ページの下段に記載の顧問の意見欄のうち、②として記載しております。東京電力は原子力事業者としての7項目の基本姿勢を保安規定にした。中国電力として、そういうものを保安規定に入れる、あるいは県が求めるということは、そこまでして原子力発電所を動かさないといけないという覚悟が見えることになるので、一度検討してほしいとの勝田顧問からの御意見に対し、次の次のページ、228ページの下段になります。県の回答欄に県としての回答を今回記載しております。県といたしましては、保安規定は原子力規制委員会の審査事項であるため、県から中国電力に対し、保安規定に関する記載の変更等を求めることは考えておりませんが、原子力事業者としての基本姿勢を保安規定に入れるべきとの御意見は、中国電力にお伝えをいたします。また、原子力規制委員会に対し、保安規定変更認可の審査、原子力規制検査について厳格に行うよう要請してまいります。回答は以上となります。こちらについて御意見がございましたら、資料3を御説明した後に顧問の皆様お一人お一人から御意見をいただくこととしておりますので、その中で御発言をお願いいたします。

それでは、ここからは資料3を用いて、これまでの小会議などで出された御意見の概要を御説明させていただきます。

まず、自然災害対策、原子炉施設の安全対策の各項目に共通する事項ですが、各項目の冒頭には、小会議での確認結果を明確にする目的でまとめに当たる文章、顧問からは次のような意見が出されたが、原子力規制委員会の審査結果等を疑問視する意見はなかったと一文記載させていただき、その上で項目別に御意見の主旨を記載しております。また、避難対策についても、項目により表現は異なりますが、小会議での確認結果を明確にした文章を記載させていただいております。

それでは、個別に御説明をいたします。まずは、(1)、自然災害対策のうち、①、地

震についてです。地震に関しては4つに分けて記載をしております。宍道断層をはじめとした活断層の調査や評価の結果、基準地震動の評価結果や県独自に確認した熊本地震のような繰り返し地震による影響など、幅広い事柄について御意見をいただきました。

次に、②、津波に関する御意見です。顧問からは、津波対策の枠組みは理解できたことの御意見をいただいたほか、津波襲来に備えた体制の整備や手順の実証の重要性、実動訓練の実施など、ソフト対策の実効性を高めるための継続的な努力の必要性について御意見をいただきました。

2ページ目に記載しております、③、その他自然災害でも箇条書で2つ記載しておりますように、ソフト面の対策の重要性や住民の安心につなげるための丁寧な説明など、今後の取組に関する御意見をいただきました。

次の(2)からは、原子炉施設の安全対策に関する御意見の概要になります。まず、①、異常状態の発生及び進展防止対策、いわゆる設計基準事故対策に関しては、電源対策とサイバーテロ対策に関する御意見を記載しております。電源対策に関しては、住民向けの説明の在り方、サイバーテロ対策に関しては、さらなる体制整備や対策の必要性など、今後の説明や取組に関する御意見をいただきました。

次に、②、重大事故対策、いわゆるシビアアクシデント対策に関する主な御意見については、3点にまとめて記載させていただきました。重大事故の想定及び対策、重大事故対策の有効性、事故のリスクなど、重大事故対策に関して様々な御意見をいただきました。

次のページ、③、技術的能力その他という項目では、規制委員会の審査では直接対象になっていない県独自の論点を中心に御意見をいただきました。主な御意見として4点記載しております。プラントが長期間停止していることによる島根原発への影響、新検査制度への対応、住民からの信頼獲得に向けた取組、技術者の倫理意識など、幅広い事柄について様々な視点で御意見をいただきました。

次の(3)からは、避難対策に関して、いただいた御意見を①から⑤の項目ごとにまとめて記載しております。ここでは、主に原子力防災が御専門の顧問から出された御意見をまとめて、意見の概要として記載をしております。まず、①、防災計画と避難計画の項目では、小会議などでいただいた御意見を6つの項目にまとめて記載させていただきました。防災計画や避難計画における力点や優先順位の置き方や、様々な災害想定及び訓練の必要性など実務的で幅広い御意見をいただいたほか、避難計画の審査の在り方についても御意見をいただいておりますが、その中で、県の業務継続計画や取組を疑問視する意見はござ

いませんでした。

次に、4ページの②、段階的避難と屋内退避に関しては、屋内退避の実効性や原子力災害時の避難方法、災害時に注意すべき点などについていただいた御意見をまとめて記載しております。主な御意見として3点記載しておりますが、1つ目のポツにある屋内退避に関する御意見、これにつきましては、事前にお送りした資料では記載が漏れており、大変失礼をいたしました。この項目でも様々な御意見をいただきましたが、国の原子力災害対策指針における避難の考え方を疑問視する意見はございませんでした。また、それに基づく県・市の避難計画や取組についても、顧問からは疑問視する意見はございませんでした。

次の、③、避難行動要支援者の避難対策に関しては、主な御意見として2つ記載しております。記載のとおり、要支援者の避難対策に関しては、計画どおりに判断できないケースを検討することの必要性、県と市町村、自治会などの緊密な連携の必要性などについて御意見をいただきましたが、県・市の避難計画や取組を疑問視する御意見はございませんでした。

次に、5ページ目を御覧ください。④、複合災害時の対応に関しても、主な意見として2つ記載しております。様々な御意見をいただきましたが、こちらの項目でも、県・市の避難計画や取組を疑問視する意見はございませんでした。

次の、⑤、その他として、その他は、アとして、原子力災害時の医療実施体制と、イとして、緊急時モニタリングの実施体制という2つに分類して整理をいただきました。まず、原子力災害時の医療の実施体制につきましては、安定ヨウ素剤の服用指示や避難退域時検査などに関して御意見をいただきましたが、県・市の避難計画や取組を疑問視する意見はございませんでした。また、緊急時モニタリングの実施体制の項目でも様々な御意見をいただき、緊急時モニタリング活動やモニタリング情報の発信の仕方などに関して御意見をいただきましたが、国や県の緊急時モニタリングに係る計画や取組を疑問視する意見はございませんでした。

6ページを御覧ください。最後に、(4)、全般事項について説明をします。こちらの項目では、3つの小会議の論点には直接区分けできない全般的な意見として、施設の安全面に関しては最新の情報等を取り入れ、島根原子力発電所特有の問題について詳細に議論してきたことは理解できた。今後、再稼働をするためには、住民の安心を得る努力が行政、事業者ともに不可欠であり、科学的エビデンスに基づく安全と住民の安心との乖離をなくしていくことは、難しい課題だが避けては通れない。安全の第一義的な責任が事業者にあ

るのは当然だが、国策として原子力利用を進めていくなら、国が主体となって全国共通のネットワークや技術支援システム・組織を構築し、その枠組みを生かして有事の際の事故対応、被災者支援、環境モニタリングといった全国共通の課題に備えていく必要があると思う。また、住民の信頼や安心を確保するためには、そのネットワークでの活動を通し、規制側や行政がこれだけやっていると示していくと同時に、行政が常に安全向上や安全活動の実効性の向上を継続していくことが大事であるとの意見を記載しております。なお、資料3の最後のページには、各小会議の開催実績を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

事務局からの説明は以上となります。

○奈良部長 それでは、先ほど事務局より説明しました、これまでにいただいた御意見の内容を確認いただきながら、顧問の皆様から総括的な御意見を伺ってまいります。

名簿順に指名させていただきたいと思います。

それでは最初に、岩田顧問からお願いいたします。

○岩田顧問 どうも御説明ありがとうございました。非常に、顧問会議、多岐にわたることを整理していただいてありがとうございます。また、現時点での質疑の内容と、あと回答についてもおおむね私は了解したつもりです。

私の分野は、結局、地震動、揺れをどういうふうに想定するかという観点からコメントすると、今日、資料3になるのかな。まとめていただいたように、これまでの知見を踏まえた上で想定をどういうふうにするかということは適切に進んできたとは考えています。また、様々な調査とか、この地域ではなかなか地震がそう数多く起きているわけではないんですけども、少ない中でもそういう知見を基に、応力場であるとか、つまりどういうふうな地震動、どういう地震が起きるかっていうことについても意見交換をしながら、最終的な震源断層と、あとどういうふうな想定地震を考えるかっていうのをやってきたつもりです。一番懸念されてるのは、やっぱり熊本で2度の地震が続けて起きたということについて、つまり震度7を2回連続して受けたというようなことがあったということで、こういう事例は地震学としても最近の状況ではまれな例でしたので、こういう事象があるとしたらどういうふうに対応するかということについてなんですが、地震の揺れっていうのは、震源断層の動きだけではなくて、地盤でどれだけ揺れが増幅するかっていうのも非常に関係してきます。対象サイトは、ある意味堅固な地質条件の下で立っているところですので、もちろん想定断層、一番近い宍道断層は非常に近いところにありますので、全体が動く

マグニチュード7クラスの地震になるわけですが、だからといって当該サイトでも必ず震度7が起きるとか、そういうことが2度起きるとかっていうことについての、科学的にはそういうことは非常に起きにくいというふうに私は考えております。そういうことも踏まえて、総合的な判断としてはこういうふうな評価は、現在のルールの規制の中では適切にやられたというふうに考えています。

ちょっと分野が違うところで、少し長くなってすみませんけども、今日の資料3の最後のところ、6ページの全般事項のところちょっと1点、ここに記載されている、つまり全国共通のネットワークとかっていうところについて、これは自然災害の部分のみならず、原子力をどういうふうに今後国で考えていくかっていうことについても非常に重要な観点だと思いますので、こういうのは例えばいろいろな枠組みを構築する、そういう県などの連携なんかについても今後県のほうとしては考えられるのかどうかということについて、ちょっと教えていただければと思います。長くなってすみません。以上です。

○奈良部長 では、ちょっと事務局から一つ回答をお願いします。

○佐藤課長 県のネットワークの話ですけれども、県も原発が立地する地域の都道府県が連携をして、原発関係団体の協議会をつくっております。そういったところで情報交換はもちろんですけれども、必要に応じて資機材の共有の方法、これは災害が起こったときの必要になる資機材の共有の方法等を議論をしてきているところです。どちらかというところ安全というより防災面での協力関係になってくると思いますけれども、そういったところもより強く活用しながら、各県の共通課題というのを一緒になって検討していくということはやっておりますし、今後もやっていきたいというふうに考えております。

○岩田顧問 情報教えていただき、ありがとうございました。今、お答えいただいたように、防災面でということろはよく分かったんですけども、ここに書かれているのはもう少し広い、つまり将来も含めてとか、将来像としてどういうふうなこと、もともと国がやるべきことかもしれませんけども、国で十分分からないことを、実際に立地をお持ちの県が連携しながら国に働きかけていくっていうのも非常に重要なことに感じましたので、コメントをさせていただきました。どうもありがとうございました。

○奈良部長 ありがとうございました。

それでは次に、内田顧問、お願いいたします。

○内田顧問 内田です。様々な課題について非常に幅広く議論されてきた、検討されてきたことがよく分かったと思います。それで、防災計画、それから避難計画についてですけ

れども、これも詳細に検討されていて、よく理解できたということとともに、問題がないんじゃないかと思っております。

コメントとしては、屋内退避に関しては、資料4のアンケート結果によりますと、約60%の人が屋内退避を行うと回答しておりますけれども、やはり不安があるのではないかなというふうに思います。屋内退避について十分理解をしてもらうことが重要であると思うので、丁寧かつ分かりやすい説明が必要であると考えております。資料によりますと、パンフレットなどを作成して、理解促進に取り組んでいるということですがけれども、さらに理解を深めるようお願いしたいと思います。また、自家用車での避難という場合があるということですがけれども、それに関しても、簡単な分かりやすいマニュアル等があればいいのではないかなと思います。以上です。

○奈良部長 ありがとうございます。

それでは次に、片桐顧問、お願いいたします。

○片桐顧問 御説明いろいろとありがとうございました。

私、防災のほうで小会議でも参加させていただいたんですが、ちょっと繰り返しのになってしまうかもしれませんが、改めて申し上げたいというふうに思います。災害時に住民の安全を確保するという取組、どこが主体的にやるべきかというところなんですが、やはり地域の実情をちゃんと把握してる、そういう意味では県なり市町村が中心になって活動していくのが自然な姿かなというふうに思います。原子力災害についても同様でして、ましてや複合災害の時点については、さらにそれが、県、市が中心になってやるということになってくるというふうに考えます。そういうふうに考えますと、県とか市の災害対策本部の活動の力、それがそがれるようなことはやっぱりあってはいけませんので、現実複合災害だと、あらかじめ定められている要員が集まれないような環境も当然考えられるわけですから、できるだけ集まった力をまとめて、集結して、それで活動していくという本来の姿だと思うんですね。ただ、現状を考えますと、情報共有が主体となるような活動であるオフサイトセンター、防護措置の方針決定について、意思決定は中央でやるということになっておいて、実際にオフサイトセンターはその情報共有が主体となるというふうになっておりますので、複合災害の状況と併せて考えた場合、県とか市から今現在は要員を派遣するということになっておりますし、活動の一つとして住民の避難対策を検討するという、そういう項目も実はオフサイトセンターの活動の項目の中に入っております。先ほど、県、市が中心になったほうが自然じゃないかというふうにお話を申し上げましたが、

県の活動と重複するようなことがあつては、やっぱりそこには住民の安全確保するための活動としてはちょっと矛盾をするところがあるかなというふうに感じております。少ない要員で活動を求められるということを考えると、活動の在り方、オフサイトセンターがあるからオフサイトセンターでも活動し県でも活動するというのではなくて、本来の意味で住民の安全を確保するための活動、それをより合理的に、合理的っていう言葉は適切じゃないでしょうけど、適切に進めていくというのが大事かなというふうに考えます。

避難計画について、かなり詳細に御説明をいただきました。これまでいろんなシミュレーションをされて、シビアな条件も含めて対応計画をまとめられているということ自体は十分理解をできましたので、この計画が具体化されないことを願うんですが、ただ、実際に災害に臨んだ場合に、その計画がそのまま適用できるというケースは恐らくほとんどないというふうに考えるべきだと思います。そういうふうに考えますと、先ほど災害対策本部というふうに申し上げましたけど、やはり置かれてる状況をどれだけ適切に判断をして、その状況を踏まえた具体的な、なおかつ最適な計画というものが策定でき、それを前に進めることができるかと、それに尽きるのかなというふうに思います。そういう意味では、情報が集約できて、そういう判断ができるような対応環境をつくっていかなくちゃいけないということが必要ですので、やっぱり要員、それぞれの対応能力をいかに高めていくのかということに尽きるかと思えます。現状、訓練をやって、その対応能力を高めていくっていう紹介もいただいているんですが、ただ、客観的に見させていただきますと、どうしても訓練として何を求めているかっていうところが若干疑問を感じる場合がございます。我が国の原子力災害対応の枠組み、こういうふうにやって対応していくんだよということに関係者が理解をし、住民の方にも理解をしていただくという意味では、訓練の今の状況を否定はしないんですが、先ほど申し上げましたような個々の対応能力というものをきちんと確認をしていく、高めていくということを考えると、相当シビアな状況に置かれて、自分が判断していかなくちゃいけないのは大変なんだということを、きちんと確認をし合う、小規模でもいいと思いますんで、そういった訓練をやっぱり積み重ねていくことが非常に大事かなというふうに思います。

整理をいただいた話以外のことでは、特にお伝えすることなくて重複してる部分がありましたけど、私からは以上でございます。

○奈良部長 ありがとうございます。

それでは次に、勝田顧問、お願いします。

○勝田顧問 勝田です。本日はいろいろ説明をしていただき、ありがとうございました。

安全性のところを特に議論させていただいたわけなのですが、規制基準そのものについては、仮にこれは人間が定めるものですから、基準の不備とか抜けがあったとしても、事業者が一番の主体であるわけですから、その問題を積極的に自主的に探して対処するということも含めて新規制基準ですので、やはりそれは仮に不備があったとしても事業者が頑張ってもらわなければならないものだと思います。また最近、いろんなトラブルというのが日本全国の原子力発電所で散見されるわけなのですが、ある意味、検査制度が実施されているところでそういうところがあらわになってきたというふうに理解しています。すなわち、この制度によって今まで見えなかったところが見えてきたと、そういう意味では制度の効果かもしれませんし、しばらくはこういうちょっと揺らいだ状態っていうのが続くものだと思います。

やや話が広い話になってしまうのですが、福島第一原発事故後の安全性というのをどういうふう考えていけばいいのかというのをずっと考えているところであります。その一つの参考として住民説明会を、これは動画で見られるようになっていたので全部ではないのですが拝見させてもらいました。運営や進行というのは大変だと思うのですが、特に住民側のほとんどが不安を持っていたっていうことは、かなり個人的には印象的なものでした。その中で幾つか見えた課題というのがあります。一つは、意外とこの住民説明会の発表の順番から見えてくることです。最初が規制庁側の説明だったのですが、本来であれば、一番の責任を持っている事業者がまず再稼働の意義とか趣旨について説明をして、その次に、陰ひなたにサポートしている資源エネルギー庁がその趣旨を説明して必要性を言う、それがまず一つの塊だと思います。その後、事故が起こらないようにする、もしくは起きた場合の規制をどういうふうに考えているかという規制側の説明があり、場合によっては内閣府がその後に避難対策の話をする、そういう2段構えだと思っています。規制基準の話に興味をもらえているというのは確かにそのとおりのかもしれませんが、逆に規制側の話に先に聞くというのは、再稼働ありきというふうに思われても仕方ない状況だと思います。だから、ここら辺は意外とちゃんと考えないといけないものだと思います。

もっと重要な点があって、今回の住民説明会の趣旨についていろんな規制側、国の意見について県として考えていきたいというふうに、あるいは住民の意見を聞いて県として考えていきたい、という趣旨だったというふうに僕は理解しています。確かに福島第一の事故の前だったら、それは普通のやり方だったかもしれませんが、果たしてそれでいいのか

なというふうに思っています。すなわち主体はやはり住民であって、事業者、国、そしてそれに横並びの形で自治体、この場合は県ですが、県がおのこの考えを述べて、住民が判断をするというやり方のほうが、恐らくふさわしいような気がしています。

具体的には、じゃあ県は何の話をするかということなのですが、一番分かりやすいのは交付金の話だと思います。ざっと見た感じ、7割以上が福祉医療、乳幼児医療、県民会館の維持費、芸術センターの維持費などにこの交付金が充てられていると思っています。別に僕はそれが悪いと言っているわけではないのですが、言ってみれば県民は揺り籠から墓場まで原子力に依存しているという状態が少なくとも金銭面ではあるということになります。そういうのをちゃんと自治体として示して、それが正しいのか、行政としてゆがんでいるのか、でもだからこそやはり原子力に頼るのか、もしくは原子力に頼らないでいろいろなお金の収入の仕方を考えるのか。そういうことを議論してもらいたいと思っています。その点でいえば、ようやく材料がそろいつつあるのですが、県としての材料はまだ県民に示されていないというふうに思っています。一見、単なる行政の話をしているように思われるかもしれませんが、最終的には全てが安全性につながる話だと思います。そういう話をすることによって、県民が納得をすることになります。納得をしない限り、県民というのはもう諦めてしまって、原子力に関する当事者意識というのはなくなります。ということは、もう厳しい目線を事業者に向けないことになるので、恐らく事業者は安全性という意識も劣化することになると思います。また同時に、住民が協力しないということになれば、避難計画も恐らく進まないことになります。つまり、本当に原子力の安全というのを考えるのであれば、原子力や交付金、ふだんの生活と原発、事故のリスクというのをちゃんと腹を割って皆さんに見せて、一緒に考えることが必要だと思います。その面でいえば、住民説明会で資源エネルギー庁は交付金について一言も言ってないというのは、僕は問題だと思います。なので今回ある程度、皆さん議論してもらったと思うんですが、これで議論は終わりではなくようやく材料がそろいつつある状態なのかなというふうに思っています。

以上、最後繰り返しになるのですが、県としてどう思うかというのをやはりここで出さないと、本当に福島第一原発事故の反省とか、それを踏まえて原子力を考えているというふうに、日本として成長する話にならないというふうに思っています。以上です。

○奈良部長 ありがとうございます。

それでは次に、釜江顧問、お願いいたします。

○釜江顧問 釜江でございます。名簿順ということで、中身がいろいろ変わるので、少しお話しにくいこともありますが、冒頭で岩田委員のほうから地震に関する話があって、私もその一部を担っていろいろと意見を述べてきたところですが、ここでは2点お話ししたいと思います。まず、地震については、この後佃委員からも話があると思いますが、御存じのように、基準地震動、これは震源を特定して策定する地震動と、震源を特定せず策定する地震動から評価することになっていて、後者は耐震設計のミニマムを規定するようなもので、両者から基準地震動をつくるわけです。まず、特定してのほうですね。これは他のサイトを見ると、いろんな脅威がございます。ただ、このサイトは日本海側ということで、まずはやはり活断層による地震、その中でも宍道断層による地震、これはサイトにごく近いところにあります。それ以外には脅威になるような断層は少ないということで、この宍道断層に対していろんな保守性を持って評価がされたということで、基準地震動の評価としては非常に安心できるものができたんじゃないかと思います。それと、もう一つ、基準地震動の設定の考え方で、ここは詳しくは申し上げませんが、このサイト独自に基準地震動の設定においてはより耐震安全性の向上を考えた方法も採用されてるということで、結果としてより安全性を高めた基準地震動が設定されたと思います。

それで、一つ、御存知のように福島事故以降、自然ハザードに対する規制基準が非常に厳しくなったということで、地震・津波だけではなくて、その他の火山であったり竜巻であったりに対するハード的な準備が整っているようなことを、先日現地視察をさせていただいたときも、自分の目で確認することができました。それで、ただ、こういうハード的な対応というのは、作ってしまえばハザードに対応できるということなんですけど、中には、小委員会でもいろいろ議論になったソフト面での対応ですね。例えば、特徴的なのは耐震性を成立させるために、地下水位を下げると、これは当然、常時そういう監視をしなきゃいけないということで、監視装置などのハードもありますが、ソフト面の対応が非常に重要であると思います。しかも、地震という事象頻度の低いハザードに対して当然常時それを正常に維持しておかないといけないということで、その適切な管理が求められます。こういう管理は津波や竜巻などに対しても重要なのですが、対地震という中でも、そういう管理が求められてるということで、耐震性を確保するための方法としては一般的なことでもないので、しっかりと管理もやっていただきたいと思います。以上でございます。

○奈良部長 ありがとうございます。

それでは次に、杉本顧問、お願いいたします。

○杉本顧問 杉本です。御説明ありがとうございました。

私の専門の原子炉安全、特にシビアアクシデントの観点から、顧問会等ではこの資料4にありますような幾つかの質問やコメントをさせていただきました。その結果ですが、顧問会やあるいは原子力規制委員会の審査結果等を見る限り、原子炉施設の安全対策、設計基準事故対策、シビアアクシデント対策、技術的能力、その他、今後安全が高い確度で保てられるだろうということで、言わば合格点を与えられるのではないかと思います。という意味で、ここに書いてございますように、原子力規制委員会の審査結果等を疑問視する意見はなかったというのは、このとおりかと思えます。

その上で、さらに安全を高いレベルに保つため、今後継続して考えて行くべきという観点から、2つのことを申し上げたいと思えます。1つは、シビアアクシデントというのは1979年のアメリカのスリーマイル島の事故、その後、1986年の当時ソ連のチェルノブイリ事故、あと10年前の福島第一の事故も、いずれもその時点においては想定外のことからスタートして、シビアアクシデントに至ったということでもありますので、今回、新規制対応ということでいろんな重大事故対策とか、ハードあるいはソフトなんか手順書でありますとか、教育訓練なんかも施して、そこに対しては手当ては多分十分できていると思えますが、今後リスクの高いことがもし起きるとすると、もうその手当てしたところではなくて、やはり将来の想定外の事象が起こる可能性が高いのかなということで、想定外事象への対応ということもある程度考えていただきというようなことを顧問会議でも申し上げました。それに対して回答はいただいたのですが、想定外対応って非常に難しいのですが、一応それを考えておくと考えておかないでは大分違うということで、それが第1点であります。

第2点ですけども、今のソフト的な対応ということで、教育訓練というのが大事であるということを申し上げたのですが、前回の顧問会で、本日は御欠席の草間先生も同じようなことをおっしゃっていたと思えます。今、新規制対応ということで、従来の設計基準と、プラス、アクシデントマネジメントの手順書とか教育訓練等はやってこられて、今回、新規制対応で、設計基準はそれほど増えてないんですけども、シビアアクシデント対策というのは膨大なシナリオが増えて、その対応というのをやるのは、単に2倍、3倍じゃなくて、量的に膨大になるということでございます。これを十分にするのはかなり難しい。特に、運転員に対して非常にプレッシャーがかかるのではないかと。業務をやりながら教育訓練も覚えていくというのは大変な話なんで、それも半端じゃない量だということで、

お答えは確かにタイムチャートなんかやって、いろいろ机上で検討すると十分できますよというお答えだったのですが、それに関しまして、前回の顧問会以降、最近聞いた話がありまして、ある電力さんですが、普通、運転っていうのは日勤と夜勤と2つに分けて5班つくって、それでローテーションでやって行きますが、その電力さんは、最近第6班という、教育訓練ばかりの専門の班をつくって、それを回していくということで、そうすると業務の中で教育訓練をしっかりやっていくということです。あっ、こういうやり方もあるのかなと思ったのですが、それぞれ電力さんによってやり方は違うのでしょうか、そんなことも参考にしながら、想定外事象用の対応、第1点と、教育訓練をいかに運転員にプレッシャーも与えずにちゃんと業務の中でしっかりと進めて行く。こういうのやっていくことによって想定外対応も可能になってくるということでございますので、これなんかももちろん原子力規制庁も今後よく見ていくと思いますが、県のほうでもしっかりフォローしていただければと思います。以上でございます。

○奈良部長 ありがとうございます。

それでは次に、芹澤顧問、お願いします。

○芹澤顧問 芹澤でございます。県の方でおまとめいただいた資料内容については、非常によくまとめられておりますので、特にコメントすることはございません。

ただ、3つほど少し申し上げたいなと思っております。そのうちの2つは、今日御出席になっておりませんが中国電力さん向け、それから3つ目は、県に対してのお願いということです。中国電力さん宛てのお願いは、これはもう先ほど杉本先生の方からも御指摘がございました、想定外事故に関連したものです。その一つは、社内訓練に関するもの、それから2つ目は、事業者間の支援システムに関連したものです。

まず、中国電力さんへの1つ目のお願いといいますかコメントですが、これは杉本先生と専門が近いということもあって、私の発言内容もかなり杉本先生の内容と重複する部分があります。今回の新規制基準適合ということでは、ハード、それからソフト両面から見て、安全性、それから安全対策というのは、従来に比べて非常に飛躍的に向上していると、これは確かなことだと思っております。ただ、新規制基準対応での有効性評価における重大事故対策のシーケンスというのは、これはあくまでも机上、つまり机の上での事象です。現在の解析能力の限界というものを考えますと、やはり一たび重大事故が発生した場合には想定を超える事象が起り得ると、こういう可能性は常に頭のどこかに置いておく必要があるかと思っております。特に、想定できる事象、つまり解析に乗っかる事象ということ

ですから、これは解析の条件を振っていけば、当然のことながらそこから対処する方法というのは見つかるわけです。しかし、想定外というのはそういうわけにはいかないわけですので、私は前回の規制庁の方もお見えになった説明会の際に質問したとおりですが、想定外の事故対応こそは、やはり安全対策の究極的かつ根幹をなすような重要な要件だろうと、こんなような認識を持っております。ですから、そういう意味で想定事故を超える事象が起り得るということは、いつも頭の中に置いておくということは非常に大事なことだと思います。それから、また実際、安全対策として想定されている事故シーケンスの数が非常にたくさんございますし、複雑です。したがって、仮に事故が発生した際に、どの想定事故に該当するのか、これを現場にいる少数の運転員が瞬時に、とっさに判断するというのは非常に困難だと思います。将来的にはA Iの導入ということもあろうかと思うのですが、いずれにしても最終的には人間の判断になるというふうに考えるわけですので、事業者におかれましては、特にその辺りの事情も十分踏まえて、日頃から実効性のある訓練というのは欠かせないと思います。中電さんにもしっかりと、今まで以上に県民の安全・安心を念頭に置いて、質の高い、中身の濃い教育訓練を継続的にしていただきたいというふうに思います。これが中電さんへの第1点目です。

それから2つ目ですが、これは万一想定外の事故が発生した場合に、一つの事業者だけで事故対応するというのは、実際問題として非常に困難になってくるだろうと思いますし、国がやはりリーダーシップを取って、オール日本という形でもって対処するのが好ましいのではないかということで、先日の規制委員会の御説明があった会合の際にも同じようなこと申し上げたわけですが、規制委員会としては、その音頭取りをする立場でもなければ、その考えもないと、そういう明確な回答をされました。したがって、少なくとも同じ炉型を扱う事業者間では、相互に技術的な支援が行えるように日頃から相互に緊密な連携関係を構築して、それを一層強化していただきたいなど。そういう努力をぜひお願いしたいと思います。例えば、恐らく既にそういった連携というのは出来上がってるかと思うのですが、今後とも定期的な合同訓練だとか、あるいは研修だとか、あるいは相互交流、こういったものを欠かさず、やはり従来以上の努力をしていただきたいなどと思います。以上の2つが中国電力さんへのお願いといたしますか、希望です。

それから最後に、県のほうへのお願いなのですが、緊急時の避難対策については、受入れだとか、あるいは輸送だとか、そういったハードな面が強調されているわけですが、医療面はもとより避難生活からくる様々な問題に対するメンタルな面でのケア、その

辺のことに對する対策というのは少し手薄じゃないかなというふうな印象を受けましたので、その辺のところについても今後県として検討していただきたいと思います。以上でございます。

○奈良部長 ありがとうございます。

それでは次に、佃顧問、お願いいたします。

○佃顧問 佃でございます。私は、基準地震動の評価に関しまして、基本となる活断層の評価について主に検討させていただきました。それで、資料3の地震のところの2番目にあります宍道断層という、最もサイトに近い活断層の評価について、私はコメントさせていただきました。ここにありますように、当初の22キロという活断層の長さの想定で、私自身は科学的にはこれで十分だろうと考えておったところですが、規制当局の判断基準において、活断層は確実にないということが証明できないと駄目だということもありまして、事業者のほうで39キロに延ばして申請してきたというところでもあります。ちょっとこれについては図がないと分かりにくいとは思いますが、もう一度整理のために見ていただきたいと思います。

資料の16ページだと思いますが、これも原子力発電所の立地の調査が始まって、活断層が近くにありましたので長年にわたり調査が進められてきました。今回、さらに22キロの評価からさらに東に延びること、延ばさざるを得ないという評価になっております。これに関しての問題は、東にどんどん延びていくと、さらに東に鳥取沖西部断層という大きなまた活断層がありまして、それと接続するとさらに大きな地震動を評価しなければならないということで、それについても20ページの図がありますけれども、その上の図で2つの断層の接続がどうかということも詳しく検討させていただきました。

その図にありますように、海域の調査で、いろいろ調べた結果を確認させていただきましたけれども、そこにつながるような証拠は全くない、確実に活断層の存在を否定できるということが確認できましたので、二つの断層はつながらないということでした。最終的に、39キロが最大限見て適切だろうということで確認いたしました。それで、その長さ及びその分布に基づいて、基準地震動の評価がされました。活断層について住民の方々、非常に心配されておりますので、かなり詳しく私も確認させていただきましたが、これ以上延びるということはないだろうというふうに判断させていただきました。

もう一つ、ほかの地域の原子力サイトで話題になっておりますとおり、サイトの直下に、あるいはサイトの敷地に活断層があるのではないかと、あるいはその疑いがあるのではないかと

かという議論がありましたので、それについても事業者を確認させていただきました。これは4ページか5ページの図にありますけれども、このサイトでは、他の原子力発電所敷地で心配されているような脆弱な地盤というのは確認できません。4ページにはその断面図とか平面図がありますが、地層の連続性は明確であり、破断を示すような状況というのは確認できません。5ページにありますように、写真等も整備されており、それを確認できますので、確実にここには心配されるような、断層は認められません。断層が存在しそれがずれると、幾ら立派な建屋ができて影響があるということは心配されますが、そういう地質状況ではないということも確認させていただきました。

これは私からのお願いですけれども、地質地盤とか、一般的には地下のことはよく見えません。そのため地域の方も、ふだんは災害がない限り地滑りあるいは山地のリスクのことをあまり知らないし、関心がないということがあります。ぜひこういった地質の状況も含めて、事業者あるいは県も地質地盤情報を公開して、わかりやすく見せていただいて、住民の皆さんの安心につながるような努力もしていただきたいと思います。原子力防災ということだけではなくて一般地震防災も含めて、住民の方の意識を高める上では、発電所が立地する島根半島の地質とか地形についても、非常に詳しい調査をされておりますので、その助けも借りながら分かりやすい説明をして、皆さんの安心につなげるように努力していただきたいと思います。以上でございます。

○奈良部長 ありがとうございます。

それでは次に、長岡顧問、お願いいたします。

○長岡顧問 長岡です。私の専門は環境放射線ですので、緊急時モニタリングの実施体制という項目についてコメントをさせていただきます。ここに顧問の意見ということであるんですけど、なぜか、私、一度も小委員会に呼ばれておりませんので、私の意見が反映されていないということで、ちょっと残念ながら述べる機会がなかったものですから、ここで少しお話をしたいと思います。

ここの総括のところ、何たらかたらで、疑問視する意見はなかったとあるんですが、この表現について少し私、違和感を覚えましたので。1点は、放出源情報の提供について、それからもう1点は、緊急時モニタリングデータの取扱いについてお話をしたいと思います。

まず、放出源情報の提供についてなんですけど、言うまでもなく事故時において、周辺で緊急時対策を取る上で一番重要とも言えるのが放出源情報、すなわちどんな核種がどのぐ

らい出て、それが時間変化どうなっていくんだ、これ将来予測も含めてですが、そういうことだろうと思うんです。これをいかに提供できるかっていうのが非常に重要だと思います。ですから、それを誰がどうやって評価して、それを誰がオーソライズするのかといったようなことを、ちょっとまだ今までのお話ではよく分からなかったなという気がします。

それからもう一つ、先ほど想定外事象という話があったんですが、評価不能の場合、その放出源情報を評価不能の場合には、どういうふうに仮定するのか、どういう前提で動くのかということについても考えるべきだろうと思います。そういったその辺りのスキームと責任関係は明確にしておくべきではないかと思います。

もう一つ、緊急時モニタリングについてなんですが、周辺環境への影響の評価、範囲とかの程度ですね、それから、それに関わる緊急時対策を決定する上で、汚染状況ですとか線量率分布、それからそれらの将来予測、こういったものを示すということがやはり非常に重要だと思います。そのためにモニタリングデータを使うんだと思うんですけども、そのモニタリングデータというのは、可搬型のモニターも含めて、たくさんの地点で、多くの地点でデータを集める。ただ、それをどういうふうを集めて、どうやって整理して、誰が評価して、誰がそれをオーソライズするのか、誰が責任を持つのかといったスキームが、やっぱりよく分からないというふうに思いますので、それについては具体的かつ明確にしておくべきだろうと思います。今すぐということではなくて、いずれこの議論はきちんとすべきだろうと思います。多くのモニタリングデータをばらばらに持ち込まれても、これは役に立たないということを認識すべきだろうと思います。留意すべき点というのは、持ち込まれたモニタリングデータというのは、あくまで現況のデータであって、今後の予測にすぐに役立つ形にはなっていないということなんですね。SPEEDIのようなものは使わないという国の方針があるようなので、そういった方針の下でどのように影響範囲を予測し、対策を決めていくのか。そういったスキームとその責任、それから役割分担、これを明確にすべきだろうというふうに思います。以上です。

○奈良部長 事務局からコメントありますか。

○小村室長 ありがとうございます。

まずは、放射線の測定結果等をどう集約をして評価をするかというところでございます。こちらにつきましては、施設敷地緊急事態ということになった段階におきまして、緊急時モニタリングセンターという中で、国、それから県が一体になって測定、その結果を評価するというような仕組みになってございます。防護措置の判断の段階におきましては、そ

ういった情報を基に国のほうで判断をいたしまして避難ですとか一時移転と、その初期の段階の判断についてはこういった形でやるということになってございます。長岡先生いただきましたいろんな測定結果、その後も測定をしていって、その後、将来的にどうなっていくか、こういった評価につきましても、その設定をされました緊急時モニタリングの本部、原子力災害対策本部のほうでやってまいりますけれども、こういったところの仕組みというところにつきましても、しっかりと先生の御意見も踏まえまして、今後、確認していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○長岡顧問 放出源情報については。

○小村室長 放出源情報ということでございます。こちらにつきましても、将来的な評価というところでは非常に重要になってくるかと思っております。量はどのところにつきましても、なかなか発生した時点では分からないというところはあるかと思っておりますので、こういった時点で放出になるかというプラントの状況というのは、これは常に通信手段整っておりますので、こういった情報は住民の方に対しても提供をしていくということになってございます。まず、初期の避難等の判断につきましても、その放出源といえますよりは、実際に環境で測定された結果を、こういったものを用いていくということになってまいりますので、その後の評価といったところに向かっては、しっかりと国を含めて評価をして判断をしていくと、こういったことになってございます。

○長岡顧問 その値は誰が責任を持つんでしょう。議論するのはいいんですよね。でも、こうだ、これでいこうというのは誰が決めるんですか。モニタリングデータ、センター長が決めるんですか、そういうのを。それは……。

○小村室長 測定結果、避難等の指示につきましても、これは国の原子力災害対策本部の中に放射線班、それから住民安全班というところがございまして、国のほうが避難のほうの判断はいたします。それを自治体のほうにお伝えをいただいて、自治体のほうから住民の方にお伝えをしていくということになりますので、その判断については国というところになってくるかと思っております。

○長岡顧問 これ以上議論ここでやってもしょうがないんですけども、要するにそういったところを具体的にいろんなシミュレーションしておかないと、本当のときに役に立たないだろうなという気がするんですね。そこんところをまた、ここに疑問視する意見はなかったと書かれてしまうと、ちょっと違うんじゃないかなという気がするという、そういう私の意見です。以上です。

○奈良部長 よろしいですか。ありがとうございました。

それでは次に、二ノ方顧問、お願いいたします。

○二ノ方顧問 二ノ方でございます。学生のときから原子炉工学、特に熱流動の研究をずっとやってきておりました。約50年ほどやっております。そういう関係で、特に原子炉施設の安全対策、異常状態の発生及び進展防止策とかの対象、いわゆる設計基準対策事故ですね、その対策施設、設備等々に関する考え方、それとあと、重大事故対策、施設とか設備の考え方、それとシビアアクシデント対策、似たようなことだと思いますけども、これらのいろんな対策を施されてるということで、原子炉プラントっていうものが非常に安全であるということをお中国電力さんからいろいろ説明受けるわけです。非常に安全である、安全のレベルは高くなった、リスクは非常に下がってますよ、ということをお言われるのです。私たちとして分かるのですけども、じゃあ県民の方々がそれを十分に理解されるかどうか、安心に繋がっているのかどうかということになるとまた別の話になると思います。これはリスクコミュニケーションとかいろんな説明の仕方があると思います。その中で、我々が何ができるのかっていうことをいろいろ考えてみますと、やはり一つには、いずれも十分な安全対策っていうのは一体どういうことか。その中で保守性を担保するはどういうものか。保守性は取ってますよ。どういうふうにとってるんですか？に対して、保守性を担保して計算してますなど、いろいろ電力さんやメーカーさんから説明受けるのですけども、その保守性の取り方っていうのはいろいろあります。ですから、そういうところをお県民の方々にどうやって説明するかっていうのは、これからまだまだ我々ができる貢献です。説明することが大事ということです。

一つには、例えば資料の4の155ページにあります新規制基準の考え方っていうのがございます。これを見ますと、深層防護という考えがありますよね。深層防護って何だっって言われると、県民の方々、また分からなくなってしまうんじゃないかなと思うのですが、要するに異常の発生防止とか、防止をした上で、異常がもし仮に起こった場合、つまり前段否定ですね。事故が発生した場合には、その事故の進展を防止する。その進展を防止することできなければ大規模な事故になるわけですから、その場合には拡大した事故の影響が及ばないようにするっていうのが第4層、影響の緩和が必要になってくるわけです。第5層がいわゆる防災になるわけですけど、この表を見て、じゃあ県民の方々に理解、納得していただけるかっていうことが非常に難しいのではないかなっていうことを我々いつも心配しております。そういうところをお今後とも県の方々にないしは中国電力の方々が自主的

にやるべきことだと思っておりますが、県としてもやはり我々と一緒に県民の方々に説明していくのが一つの案じゃないかなというふうに提案をさせていただく次第です。

あと、先ほどから想定外のことが問題になっています。いろいろ考えられる範囲内ではリスクはどんどん下がっている。それは事実だと思っております。そしてリスクの大部分は想定外の事象が担うというふうに我々は先ほど説明を受けました。じゃあその想定外の事象って一体何だって、想定外ですから我々の頭の中では考えられない。ですから、そういうときに、どういう保守性を取ればいいのか。こういう段階での保守性とは何か、非常に分かりづらい、哲学的な議論になっていく可能性があります。そういうところをうまく説明するのも一つの我々の役割かなと思っております。これはちょっと今後の課題として捉えております。

大体こういうところでございます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○奈良部長 ありがとうございました。

それでは次に、宮本顧問、お願いいたします。

○宮本顧問 島根大学の宮本です。本日は、御説明どうもありがとうございました。配付いただいた資料も分かりやすくまとめていただき、よく理解できました。

私自身は材料工学が専門で、原子炉施設の安全対策小会議に主に参加し議論させていただいたのですが、全体の総括的な意見としては、こういった原子力の安全性向上に向けて、行政、事業者、多方面にわたって様々な対策が取られており、高いレベルの安全対策がなされていることは理解できました。ただ、それでも今後再稼働するためには、多くの顧問の先生方も御指摘のように、住民の安心を得る努力が不可欠でありますし、科学的なエビデンスに基づいた安全について丁寧に説明して行って、理解してもらうというのは相当まだまだ時間がかかると思います。ただし、本当にそれを完全にやり遂げる、つまり全ての方に納得していただくというのは、ほとんど無理なんじゃないかなと思います。しかし、その一方、カーボンニュートラルを目指す上で、特に具体的な高い数値目標が掲げられている中で、当然ほかの再生可能エネルギー等とともに原子力を利用することは必要だと考えております。取り留めのないコメントになるのですが、現状は、2号機をはじめほかの多くの原子炉施設は、エネルギーを生まないもの、つまり利益が出ないものに相当なお金と時間がつぎ込まれており、さらにそれがいつまで続くか分からないという状態だと思えます。それでは皆さん、住民もなかなか納得できないと思います。少なくとも事業者としては再稼働を念頭に活動されていることだと思っておりますので、何かタイムテーブル

ルのようなもの、いつまでにどういった計画で再稼働を行うというような、そういったものも示されていたらいいのではないかなと思っております。私からのコメントは、以上です。

○奈良部長 ありがとうございます。

それでは次に、吉川顧問、お願いいたします。

○吉川顧問 吉川でございます。私、今までの話の中で全て出ているような気もするのですが、その中で聞いておまして、先ほどの長岡先生のお話で、事故時のソースタームのモニタリングと、それで将来どうなっていくかという、将来予測の話がいろいろ問題ではないかという指摘をされた。これは私も顧問会の中で言っておったのですが、昔の保安院の時代に中央に構成されました原子力緊急時対応システムのSPEEDIとERSSという2つのもので、原子炉の事故が起こったらどれだけソースタームが出て、その結果、SPEEDIで事故が起こった原発周辺にどれだけ放射能が放出されるかを予測し、原発周辺にどういうふうに放射能が飛んでいくかを予測できるから、その予測結果に応じて避難対策を決めるようになっていきましたが、実際の福島事故ではそういうスキームが全然うまくいかなかったから福島事故後はこれらを全部やめだということにされた。つまり福島事故後はERSSもSPEEDIも当てにせずに、地域で放射能モニタリングをして、そのモニタリング結果に基づいて周辺住民の避難行動を決めるということになった。しかし、それをどのように具体的に行うかについて、あまり詰められていないのではないかと前から言われています。私は、滋賀県人ですが、滋賀県の知事は福島事故の頃は嘉田さんでしたが、嘉田知事が福島事故後の方針変更について、要するに原発事故で周辺環境に放射能が飛散しているときに放射線のモニタリングをするといってもモニタリングをする人間がそんな危ないところへは行けない。だからそれはできない話ではないか、そのような批判から挙句は脱原発へ嘉田知事はどんどん進んでいったわけですが、その飛躍する論理の話は置きまして、やはり昔から国がERSSを開発してそれからSPEEDIも原研の時代から長い時間をかけて開発して、そういうシステムをつくって、全国の原発事故情報すべてをインターネットで全部中央に集約して事故時の放射能放出と周辺環境への拡散を予測して住民避難を中央から指示してやるというシステムをつくった。今は福島事故の時にうまくいかなかったから、何百億円もかけて作ったシステム全体をオジャンにするということですけど、それは今後はどうするのか、と聞いたが、具体的な返事はなかった。ということで、それは規制庁というか内閣府の話だと思うのですが、そのことは今の長岡先生

の話ですと、ソースタームをどう予測するかということになる。つまり放射能を放出したところは原発を持つ事業者の中の話なのですよね。それをさっきの話だと、原発の外側に地域がいっぱい放射能検出器を並べて、どんな放射能が飛んできたという測定結果データを集めて、それをどう処理して、どう逃げるかを考えるということです。つまり外側だけで逃げるという話じゃなくて、原発内では事業者のほうでも放射能放出をモニタリングしていて、そしてそれに基づいて原発の外部の周辺ではこうなるという、お互いの協力の話が全然ないのですよ。だから、それはどうなっているのか。その辺は事業者のほうとも相談して詰められたほうがいいのではないかと思いました。尤も一番いいのは、事業者のほうは原子力発電所の敷地から絶対に外部に放射能を漏らさない。したがって、住民が避難する必要がない。原発がシビアアクシデントを起こそうが何であろうが、放射能は全部自分のサイトの中でとどまる。もちろんプラントから外部に漏らさないことは、原発の敷地境界の中だけで放射能放出は収まっているというふうな方針で対策をするというのが一番理想だと思うのです。そうすれば住民も安心する。しかし世の中どういうことが起こるか分からないからということで、想定外でどのように漏れでも大丈夫なような仕組みはつくるというのがディフェンスインデプス（深層防護）の第5層になってるわけですが、やはり外だけ、地域だけで決めるという話ではなくて、そういう事故の起こったときの地域と事業者との連携が大事なのです。だから、その辺をもうちょっと詰められたほうがいいとは思いました。

しかし、本来私は以上のような話をしようとは思っていなかった。もとは現在原子力をどうするかをみんなでどのように考えているのか、について話をしようと思っていたのです。福島事故が10年前に起こり、3つの原発がシビアアクシデントでメルトダウンのそろい踏みというあんな大きい事故で、今も非常に影響が残っています。それにかかわらずどうして日本では原発を再稼働しようとしているのか。これが国の政策としてもそういう方向になってきている。これは国会で決めた上で政府がやっていることであって、他人ごとではなくみんなが決めたうえでの話です。では何のためにやっているのかを考えると意見の違う方はおられても、行政であり立法であり、そういうところで話し合っ、結局地域の合意を得て、こういうふうに進んできているという話ですね。これは国の政策としてそういう方向になって、原子力をやはり再稼働していかないといけないという大きいコンセンサスの中で進んでいる。しかし原子力発電所はどこにもあるものではなくてやはり限られたところにあることで、原発のある地域の人たちの安全と安心をどう

担保するかという話になってくる。やはりそういうところはそういう負担をするわけだから、そういう負担に応えるだけの手当ては国民全体として、エネルギーの確保のために必要であるということから、そういう補助金だとかそういうものが出てきてくるわけで、それを一概に悪いと初めから決めつけてはいけない。それは全体の中での議論であって、それは国全体で決める話であり、国会で決める話です。だから、今回の選挙を見ていまして、原発の再稼働は反対だと脱原発を掲げている政党もありましたし、そういう中で本格的に議論もされ、これは国民全体で考えてやっていくという問題である。それは島根県でもそうであるし、私の滋賀県でもそうだし、福井県でもどこでもそうだと思うのです。なかんずく立地県には原発設備はそのままあるわけですから、一番住民の方が心配される話である。

最近グラスゴーで開催中のCOP26がニュースになっております。これは、このままでは地球温暖化はどうも避けられないということで、どうしてもカーボンニュートラルという方向で2050年にはそれをゼロにする、世界的にそういう方向にやっていこうということで再生エネルギーを高めていくとか、そういうことで化石燃料起源のものはこれからやめていこうという議論になっています。ここでこれまでこのようなCOPの場で、原子力がどのように扱われてきているかをちょっと認識していただきたいと思うのですが、そこでは再生可能エネルギーだけが正しいという考え方を主張するグループが勢力を持っている。それはヨーロッパの、特にチェルノブイリの事故で影響を受けたところの国の北欧の方だとかドイツの方などがそうです。このようなヨーロッパの国ではそういう意識が非常に強くて、原子力は悪いやつだという認識がどうもあるようです。ですから、COPの場で、昔から原子力はクリーンエネルギーではないから原子力は入れるなという話ですずっと進んできた。これが事実なのです。これは国連の話ですよ。これはずっと続いてきた傾向でした。COPの会議は昔京都でも1997年にありました。その時代から原子力はCOPという国連の中の組織では、原子力はここでは取り扱わない。つまり原子力を地球温暖化に貢献するものという認識については議論しないと、こういう考えでやっていたのです。だから、原子力は地球温暖化防止に貢献するからその比率を増やすという主張は今まで全然取り上げられない。日本が原子力を増やすといっても知らん顔をされるわけです。特に日本では原子力は福島事故で確かに迷惑はかけた。福島県の方には非常に迷惑かけた。そういう我々は非常に悲しい経験をしたわけです。しかし事故後10年を過ぎてまだまだ事故の影響は残っているけれども、原発を再稼働している。でもなかなか進まないのは事

実です。特に福島県では難しいのはよく分かります。そういう時代になってきている中でまた再稼働している。それは原子力の規制を新しい制度に組織変えし、非常に厳しい基準にしたとかいろいろやっている。規制委員会も資源エネルギー庁から独立してそれをやっていく。地域は地域で自分らの考えでやっていくということで、そのいろいろの中で、国としては原子力をやはり使っていこうというのが暗黙の共通認識になっているのかなと考えるのですね。福島事故以前に比べれば比率は少ないけれども原子力発電の再稼働をやっ
ていかないといけないということになっているということですけども、日本は福島事故という特殊な経験をしましたので、かなり慎重な姿勢だと思います。

先ほどの資源エネルギー庁の説明では国際エネルギー機関（IEA）が、原子力についてはゼロカーボンに貢献するクリーンエネルギーであるといっているを書いてありました。しかし、グラスゴウのCOP26をマネージする団体は、そういうようなことをアピールするようなことは認めないということで拒否したのが事実でありまして、とうとう今年は、国連の一組織の国際原子力機関（IAEA）の加盟国が一致して、原子力は地球の温暖化防止、ネット・ゼロに貢献する技術であると国連の機関としてアピールするレポートを出しております。ここには国連の事務総長に、カナダ、フランス、ロシア、中国、アメリカ、ポーランド、日本、英国等9か国の政府代表が原子力はゼロに貢献するものであってこれからは原発開発を進めるという声明を出しています。またこのレポートでは、今流行のSDGs（持続的開発目標）に原子力がどのように貢献するかを述べています。サステナブルディベロップメントには17の目標があって、別にそれはクリーンエネルギーだけでなく、いろんなものがあります。水の安全だとか、世界から飢餓をなくすとか、貧乏人を減らすとか、そういう全ての17の目標にどう貢献するかということに、原子力は非常に貢献しているというレポートを出しています。そういうことでフランスの首相も最近これまで抑えていた原子力発電所の新設を再開すると声明をだした。これは原子力発電をしないとやはりゼロカーボン50を達成することができないという認識がCOP26の場で表に出てきたということです。やはりデータを見ていても再生可能エネルギーだけではゼロカーボン50は成り立たないということは事実なのです。電気を再生可能エネルギーだけで賄うということはできないということがベースになっております。そういうことで、ネット・ゼロの中での原子力の役割を認識する。現在原子力発電を行っている国は世界中で30か国ですが、それに12の新しい国もこれから原子力発電をやっ
ていこうとしている中で、日本は福島事故という不幸な経験をしているだけに、原子力発電は下手をするとど

うということになるかを痛いほど知っているから、その経験をもとに、この場で議論されているような慎重な対応になっているわけです。そういう目で物を見て、地域の方に原子力はこういう位置づけだ、これをやっていくことはこういう意味があるのだということを理解してもらうのは、島根だけではないと思うのです。そういう中で原子力発電の再稼働が社会に受け入れられた。これが原子力のあるべき姿だということを日本から世界に発信していくことで、日本の原発の一つの売りになるかもしれない、そういう位置づけにもなる。私としては、事務局の方が全体については非常に上手にまとめておられて、これは言うことではないのですが、ゼロカーボン50の達成のために原子力発電は大事な資源であるというのが、私、顧問としての立場を離れても、お伝えしたいと考える意見です。以上です。

○奈良部長 ありがとうございます。

それでは最後に、渡部顧問、お願いいたします。

○渡部顧問 アイウエオ順ですので、私が最後ということになります。最後に当たりまして、まずは、島根2号機が新規制基準に合格するに至る間、多くの方々が大変な御努力をなさったのではないかと思います。事業者である中国電力さん、そして、一緒に議論に参加されてきた県の安対課の皆様、さらに、この間、避難の訓練や住民説明会を通じ、あるいは議会でもいろいろと議論に参加されてこられたであろう地元住民の皆様、これの方々にまず敬意を表させていただきたいと思います。

私自身は、環境モニタリング、特に海洋モニタリング、それと防災対策ということで、この顧問会で議論に参加させていただいてきました。仕事上、北は泊の原発から、南は川内の原発、日本を何周も、海から日本を眺めさせていただきました。日本は非常に大きい、海岸線が長いということを実感した次第です。特に島根県は福井から南下して来ますというと、東西に非常に長いのです。島根県は広いという印象を受けたものでございます。

資料の3の最後の部分に書いてございました、「島根2号機が再稼働するためには、住民の安心を得る努力が、行政、事業者ともに不可欠であり、科学的エビデンスに基づく安全と住民の安心との乖離をなくしていくことということが、これから進めていかななくてはならない課題」だとあり、わたくしもその通りだと思っております。恐らくはまず地元の2号機周辺のUPZ圏内の住民の皆様に、安心の醸成をはかっていくというのが、第一義的に重要な課題であると思います。島根県は広うございます。恐らく歴史的にも地形学、気象学、経済文化的にも島根県の西と東では異なった歩みを遂げて来たのではと思います。再稼働に当たっては、このような特徴に鑑みて島根県全県的な理解というものが得られて、

原子力を進めていくということが、とても重要なのではないかと思います。事業者さん、県の皆様にもお願いしたいことだと思うのでございますけれども、2号機周辺住民の皆様のみならず、全県的な原子力の安全と、安心の醸成に、取り組んでいただけたらよろしいなと思います。海洋環境では、日本中どこもセシウム137の汚染が見られました。そのなかには地球を巡り巡って島根にも、直接的ではない、間接的な影響というようなものもございました。重大事故が起きますというと、その汚染の範囲というのは非常に広域にわたるといえるのは、福島の教訓でもあるかと思います。重大事故に対する対策としては、2号機周辺住民の皆様にとどまらず、島根県全県の皆さんのことも考えたうえで、原子力の安全、安心に対する理解を全県的に深めるように広報活動、教育、訓練を進めていただきたいと思いますというのが私の要望でございます。以上でございます。ありがとうございました。

○奈良部長 ありがとうございました。顧問の先生の皆様方から様々な意見をいただきました。ありがとうございました。

2点ほど私から申し上げたいと思います。まず、資料3の5ページ、緊急時モニタリングの実施体制ですけれども、これ長岡顧問のほうから、その取組を疑問視をするということにちょっと違和感がある、それから、放射線、放出源情報等々についてまだちょっと説明がないというか、取り組みがどうなってるのか聞きたいところがあるということございました。それから、吉川先生からもその旨の追記の意見がございました。ここににつきましては、ちょっと事務局のほうで再度文章を検討いたしまして、先生方の意見を踏まえて、もう一度文章を練り直させていただきたいと思います。

あと、ほかにも先生方からいろんな意見がございましたので、6ページの全般事項のところ、先生方からいただいた意見につきまして、またこれも追記をさせていただきまして、先生方にまたもう一度御提示をさせていただきたいと思います。この点についてよろしくお願ひしたいと思います。

その上で、先生方の御了解を全て得たという前提の下で、いただいた意見につきまして、今後、我々安全対策協議会あるいは県議会の特別委員会等で対外的な場面で顧問の意見として御紹介、御説明させていただくということにしておりますけれども、これについてはよろしゅうございますでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、再度文章を練り直して提示をさせていただいた上で、今後、顧問の意見として説明、利用させていただきたいと思います。

以上で、予定をしておりました議題は終わりましたが、最後に何か追加的な意見等々ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上で全ての議題を終了させていただきます。

それでは、閉会に当たりまして、知事から御挨拶申し上げます。

○丸山知事 顧問の皆様方には、長時間にわたりまして御審議、御議論いただきまして、誠にありがとうございました。それぞれの御専門のお立場、また、これまでの御経験、そして幅広い専門を離れた高い見地からの御指摘も頂戴したとところでございます。先ほど申し上げましたとおり、これからの判断の仕方といたしましては、先生方からいただきました今日の御指摘を踏まえた資料の3の修正の御相談をさせていただきたいというふうに思いますし、そして、安全対策協議会、関係市、それから県議会といった形で、先生方からいただきました御意見を含めて説明をさせていただきたいと。それに対するまた御意見を求めていくというふうな形で多層的にしていきたいというふうに思っておるところでございます。それらを踏まえて総合的に判断していきたいと考えております。引き続きまして、島根県といたしまして、原子力防災、また、島根原子力発電所に向き合っていく県政といたしまして、様々な御助言、御指摘を引き続き頂戴したいというふうに思っておりますので、引き続きお力添えをぜひともお願いしたいというふうに思う次第でございます。

本日は長時間にわたりまして、この会議に御参加いただきまして、本当にありがとうございました。

○奈良部長 以上をもちまして、島根県原子力安全顧問会議を終了いたします。どうもありがとうございました。